

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)「規則237」 [連規準用]

第106条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅員配置駅又は車内において行う。

ただし、旅客運賃・料金の払い戻しは駅員配置駅に限って取扱う。

また、ワンマンカー車内においては、旅行開始後又は使用開始後に申出た区間変更についてののみを取扱うものとする。

(手数料の収受)「規則237の2」 [連規準用]

第107条 第19条(乗車券類の種類)に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払い戻しその他の取扱いをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。

(払い戻し請求権行使の期限)「規則238」 [連規準用]

第108条 旅客は、旅客運賃・料金について、払い戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年経過したときは、これを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払い戻しをする場合の限度額)「規則240」 [連規準用]

第109条 旅客から旅客運賃・料金の払い戻しの請求があった場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)「規則241」

第110条 旅客がその所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、会社が取扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合。

乗車券類変更

(2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合。

ア 区間変更

イ 指定券変更

ウ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)「規則 2 4 2」

第 1 1 1 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

ただし、第 1 1 6 条 (乗車券類変更) に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は制限しない。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)「規則 2 4 3」〔連規準用〕

第 1 1 2 条 区間に制限のある種類の割引乗車券又は回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)「規則 2 4 4」〔連規準用〕

第 1 1 3 条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車等 (列車を変更する場合は、変更しようとする列車等) の変更しようとする座席に相当の余裕がある場合に限りて取扱う。

2 乗車列車等を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車等が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間)「規則 2 4 6」〔連規準用〕

第 1 1 4 条 乗車変更をした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数 (取扱いの当日は含めない。) を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 7 2 条 (有効期間) に規定する日数とする。

2 前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第 7 2 条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数 (取扱いの当日は含めない。) を差し引いた残余の日数を有効期間とした方が有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。

(別途乗車)「規則 2 4 7」

〔連規準用〕

第 1 1 5 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望する変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)「規則248」

第116条 普通乗車券、急行券、特別車両券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、自由席特別急行券から指定席特別急行券への乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取扱うことができる。

2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類ですでに収受した旅客運賃・料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。

3 前項の規定により旅客運賃・料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引を適用するものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際に乗車する区間に対する旅客運賃・料金を原乗車券類に適用した割引率により旅客運賃・料金を計算する。

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)「規則249」

第117条 普通乗車券、自由席特別急行券又は普通急行券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅又は営業キロについて、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

(1) 着駅又は営業キロを、当該着駅をこえた駅又は当該営業キロを超えた営業キロに変更すること。

(2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅に変更すること。

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1) 普通乗車券の原券に対する既収旅客運賃と実際の乗車区間に対する旅客運賃を比較して、不足分は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

(2) 急行券の原券に対する既収料金額と実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金額とを比較し、不足分は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

3 前項第1号の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引普通乗車券

であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率により普通旅客運賃を計算する。

(指定券変更)「規則252」 [連規準用]

第118条 指定券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類について区間又は利用施設の変更（これらの変更を「指定券変更」という。）をすることができる。ただし、指定券変更は、列車等が変更とならない場合に限って取扱う。

2 指定券変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

3 自由席特別急行券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、指定席特別急行券に変更することができる。この場合は、前各項の規定を準用する。

(団体乗車券変更)「規則253」 [連規準用]

第119条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車等が乗車駅を出発する時刻の2時間前までに申出があった場合に限り、取扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃・料金を収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃・料金の計算方は、第117条第2項（区間変更）の規定を準用する。

(2) 指定券変更の取扱いをする場合の料金の計算方は、第118条（指定券変更）の規定を準用する。

(3) 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃・料金の計算方は、乗車区間に変更のない場合は収受しない。